

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

臨床研修医の協力型臨床研修病院又は研修協力施設に係る取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、病院における医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修を行う医師（以下「研修医」という。）が、協力型臨床研修病院又は研修協力施設（以下「協力病院等」という。）で研修を行う場合の任用、給与その他の身分の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2 研修医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する臨時の嘱託員とするが、基幹型臨床研修病院（以下「基幹型病院」という。）及び協力病院等の身分を併せ持つ研修医とする。

(任用手続)

第3 協力型臨床研修病院である県立病院（以下「協力型県立病院」という。）での研修医の任用手続は、臨時又は非常勤の医師たる嘱託員取扱要領（昭和49年5月20日付医職第568号）第2の規定の例による。

(研修医の期間)

第4 第2に規定する研修医としての身分を有する期間は、基幹型病院と協力病院等との協議により決定する。

(給与)

第5 研修医の給与の支給額及び支給方法は次のとおりとする。

(1) 賃金は月額とし、下記に定める額とする。

① 県立病院の研修医が協力病院等（県立病院含む）で研修する場合

基幹型病院である県立病院（以下「基幹型県立病院」という。）が、正規職員の例により支給する。

月額

病 院 名	1 年次	2 年次
中央	330,000 円	380,000 円
胆沢、磐井、中部、二戸	345,000 円	395,000 円
大船渡、釜石、宮古、久慈	360,000 円	410,000 円

② 東北大学病院の研修医の場合

協力型県立病院が、正規職員の例により支給する。

月額

病 院 名	1 年次	2 年次
胆沢、磐井、中部、南光	295,000 円	345,000 円
大船渡、宮古、遠野、高田	310,000 円	360,000 円

③ 岩手医科大学附属病院（以下「岩手医大病院」という。）の研修医の場合

ア 研修期間が２ヶ月以内の場合

岩手医大病院が基本賃金 25 万円を支給するものであるが、協力型県立病院がさらに「地域加算給」を正規職員の例により支給する。

月額（加算給）

病 院 名	地域加算給	
	1 年次	2 年次
中央	30,000 円	80,000 円
胆沢、磐井、中部、南光、江刺、二戸、一戸、沼宮内、東和	45,000 円	95,000 円
大船渡、釜石、宮古、遠野、高田、久慈、千厩、大槌、軽米	60,000 円	110,000 円

イ 研修期間が２ヶ月を超える場合

協力型県立病院が、正規職員の例により支給する。

月額

病 院 名	1 年次	2 年次
中央	280,000 円	330,000 円
胆沢、磐井、中部、二戸	295,000 円	345,000 円
大船渡、釜石、宮古、久慈	310,000 円	360,000 円

- (2) 研修医（岩手医大病院の研修医のうち研修期間が２ヶ月以内の者（以下「短期岩手医大研修医」という。）を除く。）が、年次休暇、病気休暇及び有給の特別休暇以外で定められた勤務日又は勤務時間を勤務しないときは、賃金を支給すべき県立病院が、勤務しなかった日又は時間に対応する給与を日割り又は時間割計算によって減額して支給する。

- (3) 研修医が協力型県立病院で研修する場合の宿日直手当の額は、「臨床研修医師取扱要領（以下「取扱要領」という。）」に定める額とし、支給方法は県立病院の正規職員の例により協力型県立病院が支給する。

なお、県立病院以外で研修する場合は、協力病院等の規程により協力病院等が支給する。

- (4) 研修医が協力型県立病院で研修する場合の特殊勤務手当（特殊診療手当の救急医療業務従事額及び時間外手術等業務従事額並びに診療応援手当に限る。）の額は取扱要領に定める額とし、支給方法は正規職員の例により協力型県立病院が支給する。

なお、２年次の研修医が県立病院以外の協力病院等で研修する場合の特殊勤務手当は、協力病院等の規程により協力病院等が支給する。

- (5) 研修医が協力型県立病院で研修する場合の超過勤務手当及び休日給の額及び支給方法は、医師を除く正規職員の例により協力型県立病院が支給する（短期岩手医大研修医は、当該病院が支給する基本賃金に「地域加算給」を加えた額により計算する。）。

なお、県立病院以外で研修する場合は、協力病院等の規程により協力病院等が支給する。

- (6) ２年次の研修医が、協力型県立病院等で診療の応援及び当直応援を行う場合は、診療応援手当、宿日直手当及び超過勤務手当又は休日給を支給できるものとし、支給方法は正規職員の例により協力型県立病院等が支給する。

なお、２年次の研修医が協力型県立病院の指導医とともに診療応援した場合も同様とする。

(診療応援)

第 6 1 年次の研修医については、診療応援（献血事業の間診医含む）を行わせないものとする。

(勤務時間及び週休日)

第 7 協力型県立病院で研修する研修医の正規の勤務時間は、1 日について 7 時間 45 分、1 週間について 38 時間 45 分とする。

なお、県立病院以外で研修する場合は、協力病院等の規程による。

(旅 費)

第 8 派遣に係る旅費は、基幹型県立病院の研修医については、病院間の移動に係る交通費を当該病院が支給することとするが、現地経費及び宿泊料は支給しない。

なお、東北大学病院及び岩手医大病院の研修医については支給しない。

2 研修医が研修期間中に協力型県立病院の公務のため出張を命じられた場合は、当該職員に対し、医療局企業職員等旅費規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 11 号）及び医療局企業職員日額旅費規程（昭和 38 年岩手県医療局管理規程第 14 号）の定めるところにより、協力型県立病院が運賃及び車賃を支給するが、現地経費は支給しない。

なお、研修期間中に県立病院以外の協力病院等の用務に係る旅費については、協力病院等が支給する。

3 研修医は、協力病院等の公舎に滞在することを原則とする。

ただし、研修医が協力病院等の公舎に入居できない等止むを得ない事情があると認められる場合に限り、基幹型病院からの通勤を認めるものとするが、支給は基幹型病院とし現地経費及び宿泊料は支給しない。（単に個人の希望による通勤は認めない。）

(年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間)

第 9 研修医は、時間制職員取扱要領（昭和 59 年 9 月 27 日付医職第 685 号）第 9 の規定に準じ、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間を与えるものとするが、基幹型県立病院の研修医は当該病院から通算するものとする。

なお、岩手医大病院の研修医については、当該大学の規程による。

(被服貸与)

第 10 協力型県立病院で研修する研修医については、医療局企業職員被服貸与規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 16 号）の定めるところにより被服を貸与する。

なお、県立病院以外で研修する場合は、協力病院等の規程による。

(公舎の貸与、公舎料及び公舎の光熱水費)

第 11 県立病院で研修する研修医については、病院長が必要と認めるときは、医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 19 号）の定めるところにより公舎を貸与することができる。

2 協力型県立病院で研修する研修医については、公舎料及び公舎の光熱水費は無償とする。

なお、県立病院以外で研修する場合の公舎の貸与等については、協力病院等の規程による。

(服 務)

第 12 県立病院で研修する研修医の服務については、臨時職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 14 号）の適用を受ける職員の例による。

なお、県立病院以外で研修する場合の服務については、協力病院等の規程による。

(健康保険及び厚生年金等)

第 13 研修医の健康保険・厚生年金及び雇用保険は、基幹型県立病院及び短期岩手医大研修医については、当該病院において継続して加入する。

なお、東北大学病院の研修医及び岩手医大病院の研修医（短期岩手医大研修医を除く。）については、協力型県立病院において加入する。

(災害補償等)

第 14 研修医の業務上・通勤途上の負傷、疾病、死亡の補償は、県立病院が補償する。

ただし、短期岩手医大研修医の場合は、当該大学が補償する。

(損害賠償)

第 15 県立病院で研修する研修医については、県立病院が加入する病院賠償責任保険を適用する。

なお、県立病院以外で研修する研修医には、協力病院等が加入する病院賠償責任保険が適用される。

(定期健康診断)

第 16 基幹型県立病院の研修医の定期健康診断については、当該病院で実施し、東北大学病院の研修医については協力型県立病院で実施する。

なお、岩手医大病院の研修医については、当該大学で実施する。

(学会参加旅費及び参加費)

第 17 研修医（短期岩手医大研修医を除く。）に対する学会参加旅費及び参加費については、県立病院の臨時医師に準ずる（学会参加料含む。）ものとし、基幹型県立病院の研修医については当該病院から通算し認める範囲内とする。

勤続期間 6 ヶ月以上 7 万円

勤続期間 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満 5 万円

(派遣の取扱)

第 18 基幹型県立病院の研修医を県立病院以外の協力病院等に派遣する場合は、基幹型県立病院長と協力病院等の長との間で派遣契約を締結する。

なお、岩手医大病院の研修医については、医療局長と岩手医大病院長との間で出向契約を締結する。

ただし、東北大学病院の研修医については、派遣契約は締結しないこととする。